

## 第10回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年5月12日（火）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和2年5月12日（火）午前11時40分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員  
1 番 永徳 省二君                      4 番 佐々木雄司君                      6 番 保田 守君  
9 番 原田 素代君                      10 番 行本 恭庸君                      13 番 福木 京子君  
15 番 岡崎 達義君                      16 番 下山 哲司君
- 5 欠席委員  
な し
- 6 証人  
杉本 孝明君                      津田 真臣君
- 7 弁護士  
水谷 賢氏                      森岡 佑貴氏
- 8 事務局職員出席者  
議会事務局長 元宗 昭二君                      副 参 事 黒田 未来君
- 9 協議事項 1) 公金支出及び公文書改ざん等に関する調査について  
・証人尋問  
2) 証人出頭要求について  
3) その他
- 10 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（下山哲司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第10回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を開会いたします。

議事に入る前に、報道機関の皆様申し上げます。本日は証人喚問を予定をしておりますが、写真等の撮影については所定の位置を越えないよう、また証人に対する撮影については証人のプライバシーに配慮し、心理的に圧力が加わることを防ぐため、後方からの撮影のみとしてください。

以上、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

協議事項1番目、本委員会に委任された公金支出及び公文書改ざん等に関する調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について、杉本孝明君、津田真臣君より証言を求めることにいたします。

本日、証人から証言を行うに当たり、メモ等を参考にすることについて許可しておりますので、御了承願います。

証人にはお一人ずつ証言を求めることにいたしますが、証言や宣誓等についての注意事項はまとめて説明させていただきます。

それでは、証人の入室を求めます。

〔証人 杉本孝明君 入場〕

〔証人 津田真臣君 入場〕

○委員長（下山哲司君） それでは、証人各位におかれましては、お忙しいところを御出席くださいましてありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後见人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む）、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者もしくはこれらの職にあったものが、その職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨を申し出を願います。それ以外には、証言を拒むことはできません。も

しこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外においては、宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員起立願います。

まず、杉本孝明君、宣誓書の朗読を願います。

○証人（杉本孝明君） 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さずにまた何事もつけ加えないことを誓いいたします。令和2年5月12日。杉本孝明です。よろしく願います。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

次に、津田真臣君、宣誓書の朗読を願います。

○証人（津田真臣君） 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さずまた何事もつけ加えないことを誓います。令和2年5月12日。津田真臣。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。御着席お願いいたします。

証人はそれぞれ宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。

本日は、公金支出及び公文書改ざん等に関する重要な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

それでは、杉本孝明君から証言を求めたいと思っておりますので、津田真臣君は一度御退席ください。

〔証人 津田真臣君 退場〕

○委員長（下山哲司君） 改めまして、杉本孝明証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださりましてありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

これより杉本孝明証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いございませんか。

○証人（杉本孝明君） はい、間違いありません。

○委員長（下山哲司君） 最初に副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（岡崎達義君） お忙しい中、御出席ありがとうございます。これから尋問させていただきますけれども、たくさんございますので、ゆっくり質問させていただきますので、お答えください。

それでは、始めさせていただきます。

1番、臨時職員の紹介をしたのは北川議員で間違いはないですか。

○証人（杉本孝明君） はい、間違いありません。

○副委員長（岡崎達義君） 2番、臨時職員として契約していた期間中、業務について何かありますか。

○証人（杉本孝明君） ございません。

○副委員長（岡崎達義君） 3番目、供述調書では北川議員より臨時職員の紹介を受けたのは平成30年6月9日、10日とありますが、どうしてその日時を覚えていたのですか。

○証人（杉本孝明君） 私は当時カレンダーに大体予定とその日にあったことをメモ書きをせずと残しておるんですけど、ずっとそれがこの記録なんですけど、こういう形で、これは大体予定とその日程とそしてそのときにあった特別なことだけしか書きません、畑をしたとかというのは書いてませんけどね、そういう形でこれに必ず書いとるわけです。これに記録として残っております。

それで、なぜこれがこのとおりに特に書いたかといいますと、5月10日に北川議員から、ある会社が、吉井観光が潰れたから私に金を貸しとるやつが返せんからという連絡がたまたまあったんです。それから以降は、私は注意して全部これをつくっております。

○副委員長（岡崎達義君） 次、4番目、教育委員会の担当者が自宅を訪問した際、別の場所で働いているので仕事ができない旨を話していますが、このことについて職員はどのように返答しましたか。また、北川議員には別の場所で仕事をしているので働けない件を伝えましたか。伝えているのであれば、その際北川議員がどう返答されましたか。

○証人（杉本孝明君） 市の職員が私のところに訪ねてこられて、そのときに任用通知書をその前に6月12日に送ってこられとんです、これもこれに出とるからわかるんですけど。そして、それにはblankフォームというように全く何も書かずに、ただ住所と名前、押印をしてくださいというところで丸印だけして。だから、採用条件もなしそれから勤務条件もなし、給与も

なし、全くのブランクフォームです。それをただ単に出してくださいということで、それを取りに来られた。それを渡しました。そのときに私はある場所で月のうち半月は仕事をしとりますと、だからいつも……その前に当然北川君から、先に言うとしたほうがいいかな、北川君が6月9日、10日で話をしてくれたのは、10日ですね、とにかく欠勤が起こったら給食センターから連絡があるから行ってくださいと。ただし、そのときに僕が、僕が半月も仕事をしょんじやけえ、そねん言われもすぐ言われたって行けませんよと。そしたら、行けるときだけでもええからという話であったわけです。だから、安本君が来たときは、同じことをまた僕は半月もよその仕事をしょんだと、だから行けんよ、いつもいつもは、と言うただけど、彼は吸収したというんか、ふうん、という感じで全く反応なし。普通だったら、ええっちゅうなってくるはずでしょ。全くなし。本当に吸収したという感じです。だから、何の僕はそこに疑いは持たなかった。まして、議員と職員が2つとも同じことをやっとするわけじゃが。だから、僕は何にも、ああ、そうか、ほんならそれでええんかな、ほかにも予備員がおるのかなと、ぐらいに感じました。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、5番目、北川議員から仕事内容、賃金の説明はありましたか。

○証人（杉本孝明君） はい、ありました。

○副委員長（岡崎達義君） 6番目、その場合、どのような説明でしたか。また、それについてどう思われましたか。

○証人（杉本孝明君） じゃあ、具体的にまず仕事からいきます。

給食センターへの配送職員が体調不良やそれから急な用事で欠勤したときに連絡がありますと。そしたら、連絡があったら行ってくださいと。それで、連絡があったら行ける状態、その前に言うとしたけど、行ける状態であれば行ってくださいと。私は、だからそのように理解しておりました。

賃金については、月々8万円支払いますと、そのうち4万円は私にくださいと。それで、そのときどう思ったかといいますと、仕事については普通大体どこの会社で何をしても面接というのがあって、本人を必ず要するに面接というんですな、あれをしてからでないと採用っちゃうのはないですわね、普通は。ところが、それも何にもないのに、極端に言うたら議員が仕事を持ってきてくれたわけです。だから、逆にそのときは、ほおう、何と議員というのはでえれえ力を持つとんじやなあと実際そう思うた。それで、なぜなら僕は行政職と議員との力関係というんですか、そういうものを全然僕はこういう行政職に入ったわけじゃないから知らんわけですわ。だから、ほおう、こういうことが起こるんだなというぐらい、民間だったらそういうことはないけども、あるのかなと。だから、そういうように理解しとって、賃金については時々行って8万円もらえるんなら、極端な言い方をすると、こりゃあ十分過ぎるんじやねえか

と。だから、半分出せえと言われても、ほんならお礼のつもりぐらいで出したというのが本音でございます。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、7番目です。北川議員や教育委員会職員からその仕事内容について正確な説明を受けていたら、どのような判断をされましたか。

○証人（杉本孝明君） 今私は先ほどもお話ししましたが、月のうち半分はよそで仕事をします。だから、任用通知書と同じような要するに週に、月曜日から金曜日まで毎日行かないかんような仕事なら当然不可能なわけです。だから、当然辞退しておりました。

ここでこの任用通知書の、私とその仕事を本当の仕事を知るまでの経緯をお話しさせていただいてよろしいですか。

○副委員長（岡崎達義君） よろしいです。

○証人（杉本孝明君） 今言いますように、最初6月12日に私のところに送ってこられた任用通知書というのは、全く何にも採用条件が書かれてない、全くのblankフォームが送られてきたわけです。だから、私自身は全く本当の内容というのか、彼らが言うたこととあれが全く違うのは知らんかって、だからそれをそのまま僕はただ行ったらええ、電話があったとき行くだけの予備員だと思うとった。だから、それでそのままつくれるんだと思うとったんですよ、blankフォームにね。

ところが、そのままですうっと結局暮れまで来たわけです。それで、1月15日に源泉徴収票が私に送られました、市から。それで、源泉徴収が送られるということは、私はいつも確定申告をしていますから、確定申告はいつも僕は税務署へ行くんですわ、瀬戸の。そうすると、税務署へ行ったら、違う収入が入ったら税務職員は杉本さん、これは何のですかというて必ず聞かれる。そのときに何も雇用のありもなきやあ何もないけえ、これはいけんわと思うて、1月16日に、これははっきり覚えとる、1月16日に安本君に俺のどこへ何にも採用通知書、民間でいやあ採用通知書だけど、それも何にも来てねえけど、どねんなっとんならと。そうしたら、ああ、わしんどこにねえからほんなら中央給食センターに電話するわと。で、電話して、されたんでしょ。私のところに送られてきたのが、1月22日に初めて任用通知書というものが私の手元に届いたわけです。そのときに初めて内容を見たら、月曜日から金曜日までびたっと要するに、ただそれは時間数は少ないけども、びたっと拘束される状態ですわ。それからなおかつ、何が月給どころじゃない、時給じゃ。だから、私に説明されたこととは全く違うわけ。それで、これは1回も仕事をしとるわけじゃないから、これは払わにゃいけんということで、市に言うたという形になったわけです。だから、今回のことも私は、誰も、支払いますということからこの話が浮き上がってきとるわけじゃ。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、8番目、赤磐市から賃金が支払われた期間とその金額を教え

てください。

○証人（杉本孝明君） 平成30年6月から平成31年3月までです。

○副委員長（岡崎達義君） 金額は。

○証人（杉本孝明君） 金額の合計は76万円です。

○副委員長（岡崎達義君） 9番目、吉井観光に北川議員を通じて資金を提供していましたか。

○証人（杉本孝明君） これは、全く私は今言いますように議員から吉井観光に投資、融資するうちゅうのは全然知らずに、ただ要は知らずにとりよりも僕はあくまで北川議員に貸し付けとったわけです、それを彼がそっちに回しとっただけの話で。だから、全くそれこそ、その年の5月10日までここへ融資されとるのは全然知らなかった。その吉井観光が潰れたという段階で初めて、おらあ潰れたけえ銭を払えんどと言われたもんだから、何、わしは、あんたに貸しとんじゃから、その吉井観光とは関係ねえやという話です。だから、そこまでは全然存じてなかった。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

その金額、条件、金利、支払い日など、北川議員との約束について説明していただけませんかでしょうか。

○証人（杉本孝明君） これが、なかなかいろいろと日にちが厳しいんで、メモをよう見て話します。

まず、金額ですが、最初に貸し付けをしたのが平成28年10月31日、これが300万円、それから平成29年6月27日、200万円、合計500万円です。金利につきましては、28年10月31日から翌年平成29年6月26日までは月2%、それから平成29年6月27日から平成30年12月31日までは月1.5%。そして、条件、支払いにつきましては、貸し付けたときはそのときに3カ月分いただきました。ということは、例えば平成28年3月31日に貸し付けたときが、そのときに3カ月分先に丸々の形でいただいたということですね。それから、6月27日も同じ、そしてその間は3カ月ごとにいただいたということです。ただ、平成29年10月からは全く利息をいただいてない。それで、平成30年12月31日が最後の元金支払いの期日であったけれども、それまで全くいただいてないという状態で、それで私はこのたび民事訴訟を起こして、そりゃあ最終的に解決してます。ですから、元金もそれから利息も、その民事訴訟を起こすことによっていただいとるということです。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、11番目、臨時職員の雇用について北川議員がかかわっていることに疑問を持ったことはありませんか。

○証人（杉本孝明君） これは、ちょうど平成30年6月にして、30年8月、夏場だと思うんですが、1回も電話がないんだけどどねんなとんかなあと本人に言うたんですわ。そしたら、本人がまあええわ、車でも洗いにいとけやというぐらいなことを言われて、ええっと思うた

んだけど、ほなそのうち連絡があるだろうと思ったりしました。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 12番目、北川議員から金銭の要求はありましたか。

○証人（杉本孝明君） 先ほどもお話ししましたように、一番最初のときですね、はい。

○副委員長（岡崎達義君） どのように感じましたか、そのとき。

○証人（杉本孝明君） そのときに、行けるときだけに行けばええという仕事で8万円もくれるんなら、逆に僕は全然今言う議員というのは、そないな力を持つとんならとそのときはそういう感覚でしかなかったんで、要するに特に吉井観光が潰れてから、とにかくバスがとまったらいけんか何かというて時々あれが電話してきよったわね。それやけえ、そういう力を実際、どうしてもならにゃあいけんのんだなあという力を持つとんだなあ。だから、その仕事を持ってきてくれたんじゃけえ、仕方がねえなあ、8万円ぐらい、4万円ぐらい、半分ぐらい出しても仕方がないなあぐらいには思うとりました。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

その要求の理由というのは尋ねられましたか。

○証人（杉本孝明君） 尋ねたというよりも、そのちょうど一番最初の6月10日のときに、わしに4万円を渡せよと言われたときに、あれが口ずさみながら、北川が、事務所を運営するのに銭が要るからのうとかというてね、そう言うとったから、ひょっとしたらそういうところへ回すんかなあぐらいに思うとったから、僕としては。じゃから、具体的には尋ねてません。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

その先ほど事務所を運営するようなことを言ったのが15番の答えになってよろしいですか。

○証人（杉本孝明君） そうです、そういうことですね。

○副委員長（岡崎達義君） 感じ方も、先ほど質問の中で言われたことと一緒にですか。

○証人（杉本孝明君） そうですね。皆さん聞かれとるから大体御了承、御理解いただけます。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。ありがとうございます。

次に、16番目で、最終的に賃金の半分、月4万円を支払っています。供述調書では月に1度か2度働くだけで8万円ももらえるのだから、お礼の意味で4万円を渡してもよいだろうと払うつもりになった理由を供述されていますが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○証人（杉本孝明君） はい、そうですね。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、供述調書に北川議員は事務所運営のためのお金という話をしていましたが、自分としては仕事の紹介へのお礼という趣旨でお金を渡すことにしたとありますが、そのとおりでよろしいですか。

○証人（杉本孝明君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） 18番目、組合費という名目でお金を徴収するという話が北川議員

からありましたか。

○証人（杉本孝明君） ありません。

○副委員長（岡崎達義君） ありませんか。

○証人（杉本孝明君） 全く。

○副委員長（岡崎達義君） 次、19番目、北川議員の事務所を訪問したときの話をお尋ねします。平成30年6月18日、北川議員から賃金が振り込まれたかと確認の電話がありましたか。

○証人（杉本孝明君） はい。僕がちょうど工作中だったんですけども、振り込まれとるはずやという連絡がありました。

○副委員長（岡崎達義君） その場合、口座の確認はしましたか。

○証人（杉本孝明君） 仕事が終わってから、銀行へ行って確認しました。

○副委員長（岡崎達義君） 市役所から4万円の振り込みがあったということで間違いありませんか。

○証人（杉本孝明君） 間違いありません。

○副委員長（岡崎達義君） 北川議員に会い、4万円を渡したのですか。

○証人（杉本孝明君） はい、一応渡しました。

○副委員長（岡崎達義君） 供述調書には4万円のうち半分返してもらえと思ったとありますが、北川議員は全額取ろうとしたということに間違いありませんか。

○証人（杉本孝明君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） その場合、異議を唱えたところ、1万円の返金があったということで間違いありませんでしょうか。

○証人（杉本孝明君） 4万円全部取ろうとするから、何でわしの口座に入ってきたのに全部おまえが取らにゃいけんのやと言うた記憶があります。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

20番目、その後の金銭の受け渡しはいつまでどのように行ったのですか。

○証人（杉本孝明君） 6月の後、7月から平成30年10月まで。11月になったら、連絡をとったんですけども、もうええからと言われたから、結局7月から10月までですね、あとは。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

北川議員に渡した合計金額を説明していただけませんか。

○証人（杉本孝明君） まず、6月に关しましては3万円、それから7月から10月、この4カ月間が4万円の4カ月間、16万円、合計19万円です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

○証人（杉本孝明君） この金額は、一応民事訴訟で元金と利息をもらうときについでに払ってもらいました。なぜかという、僕が2月28日に確定申告を30年のをしております。この確定申告の中にこの19万円も入っとるわけです。ですから、修正申告をしようとするならば、こ

れも返さにはあ修正申告ができませんので、私が受け取って市に返したという形になります。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

次に、22番目、平成31年4月1日午後4時25分に安本前教育総務課長、久山前給食センター長、総務課の津田副参事の3人がクリーンセンターに来られたそうですが、なぜこの時間に来られたと思いますか。

○証人（杉本孝明君） 3人の方々が来るときに、そないすごいプレッシャーとか悪意を持って来られたんじゃない、仕事の終わりに行けば話が聞けるぐらいのひよっとしたら気楽な気持ちで来られたんじゃないかと思うんです、本人らは。

○副委員長（岡崎達義君） はい。

それだけですか。

○証人（杉本孝明君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） 次、24番、このことに抗議しましたか。

○証人（杉本孝明君） はい。3人も職員が終業直前に職場に個人を尋ねてくるということは、犯罪者を刑事、要するに検察権力が押しかけてくるような形になるわけです。というのが、ちょうどそのときは終業ですから全職員がその場におるわけです。ということは、極端に言えば、個人でしょう、相手は3人でしょう。ということは、何か悪いことをされとるようにほかの人から見たら見えるわけですよ。したがって、僕は、もしこれがこんなことで、わしがここを首になったらあんたらどねんしてくれるんだというて抗議をしました。

○副委員長（岡崎達義君） 25番目、前田副市長はパワハラについて認めていましたか。

○証人（杉本孝明君） 最終的にはそのように認められたように思います。

○副委員長（岡崎達義君） 26番目、平成31年4月3日以降、前田副市長から謝罪はありましたか。

○証人（杉本孝明君） その3日以降というのがあったかどうかというのは、もちろん記憶が定かでないんで、ありましたとか、なかったとかは言えませんので、ここだけは記憶がはっきりしません。

○副委員長（岡崎達義君） 27番目、令和元年9月18日、吉井支所に呼ばれたとき、前田副市長からどのように言われましたか。

○証人（杉本孝明君） いろいろその4月1日の状況というか、を聞かれて、いろいろ話をしてから、その後にそこで初めて僕は前田副市長からおわびというんですか、謝罪を受けたようなことを僕は今では思っております。そこが本当のおわびだなあと感じております。

○副委員長（岡崎達義君） 最後です。パワハラの件について市に言いたいことがあればお話しください。

○証人（杉本孝明君） 今まで1年、これはちょうど1年ぐらいになりますので、もう大分記憶が薄れてきたんですけども、ハラスメントというのは立場によって非常に相手と場所によ

て大分違ってきます。したがって、市の職員というのは、あくまで市民があつての行政職員です。したがって、特別な存在じゃあないんですから、やはりその立場、振る舞いには今後気をつけられたほうがいいように思います。おわかりいただけましたでしょうか。

○副委員長（岡崎達義君） 貴重な御証言ありがとうございました。

○証人（杉本孝明君） いえいえ、ありがとうございました。

○委員長（下山哲司君） 副委員長からの質問は今終わりました。

委員の皆さんからありましたら。

○委員（永徳省二君） はい。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） きょうはありがとうございます。御質問をさせてください。

20番、21番で、北川議員に給料から3万円それからその次の月からは4万円を4回、合計19万円をお渡しされてますけれども、お渡しされたら北川議員はいわゆる領収書とか預かり証とか何らかの物的証拠というんでしょうか、書類は出してませんか。

○証人（杉本孝明君） 一切ありません。

○委員（永徳省二君） ということは、公金から支出された給料、杉本さんがもらった給料から領収書も何にもなしで北川議員はお金を手に入れたというふうに考えていいですか。

○証人（杉本孝明君） そうですねえ。じゃあ、どういう形でお渡しをしたかといいますと、最初6、7は本人から電話があつた、入つとるから持ってこいと。だからそれで、あと8月からは私が。それで、どこで受け渡しをしたかという、彼の家の前です。大体振り込んだ翌日とかあるはその日ですね、振り込まれた、そういう形で、ですから全く、それで私は現金を渡して、全く領収書ももちろんいただいてませんし。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） きょうはお忙しい中お越しいただいて、いろいろ本当御足労をかけて、本当に済みません。また、お話も聞かせていただいてありがとうございました。

その中で、1点僕のほうからお尋ねをさせていただきたいんですが、1番ですけれども、臨時職員の紹介をしたのは北川議員で間違いはないですかということで、間違いはないということで先ほどお答えいただいたんですけど、その紹介の際のやりとりなんですけど、紹介を受けたときに杉本さんのほうがじゃあお願いしますというようなお願いも北川さんのほうにはされたんですか。

○証人（杉本孝明君） お願いっていうよりも、仕事を持ってきちゃったからなど、いう感じですか。だから、今さっき最初から言うたように、非常に議員というのは、そういう力を持

っとんかなと、昔町長さんはえらい力を持つとられたんじゃないけど、そういう力が依然にあるんかなと、僕はそういう市と今言う職員との関係はない、全然知りませんのでね。だから、もちろんほなよろしくお願ひしますと言うだけです。

○委員（佐々木雄司君） 一応北川議員のほうからこんな仕事があるで、持ってきちゃったでえという話があつて、それに対して、先ほどのその次の話になりますけど、おお、ええ話を持ってきてくれたなあと思うて、おお、ほんなら頼まあというやとりがあつたっていうような話ですよ。

○証人（杉本孝明君） そうじゃない。あれは、その1日前、6月9日、土曜日。何でよう覚えとるかというたら、仕事から帰つて、ああ、帰つた、一服しようかというて、あけた途端に電話がかかってきたわけじゃ。それで、口座番号を教ええて、何で口座番号を教ええないけんのんなど。そうしたら、給食センターの仕事を紹介しちやるけんて。どがあな仕事、ごじゃごじゃと言ようて、まあええわええわ、教ええて言うけん、それは仕事がようわからにゃあ、あんたのどこへあした休みじゃけえ行くわと言うて日曜日に行った、それが6月10日の日。だから、これが全貌よ。それで、そうしたら、どうね、仕事というて、あんた、おまえ、これははっきり言うてお互いの話の仕方じゃから皆さん言葉が悪いかもしれんので、その内容を、ずっと流れを聞いてとってください。それで、仕事というたつて、わしゃあおまえほかのどこへ2カ所ぐらい行きようて、月々半分しか休みはありやあせんでと。ほんなら、すぐおまえいつもも行けりゃへんのやでと。そうしたら、電話がかかってくるけん、行けるときだけでいいから行ってくれりゃあええと。それで、行けんときはどうするんで、行けんときは行けんときじゃという感じじゃつたわけです。ほんなら受けましようという形じゃ。じゃけえ、別にお願ひしますじゃないんでね。そりゃあ、あんた勘違いしたらいけんて。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それはよくわかつてまして、お願ひしますっていうんじゃないで、そのやりとりの中で承諾というか、ほな頼まあなあ、みたいなやりとりがあつたということですよ。

○証人（杉本孝明君） そうそう。頼まあのう、というのは、ほな、あとの手続は頼まあのう、という意味。

○委員（佐々木雄司君） そうですね。

○証人（杉本孝明君） 全然そのニュアンスが違うよ。

○委員（佐々木雄司君） そうせんと、やりとりが何か、お願ひも何も、そのところを杉本さん自体がええも悪いも言うてねえのに、勝手に北川議員がばあつとやった話なんかなあと思うて、いや、そうじゃのうて、多分想像するのにそこで何かやりとりがあつたんじゃないかなあと思うたんで、それでええわけですか。

○証人（杉本孝明君） うん。それは、だから皆さんおられるから、1人が聞いたんじゃない

けん。だから、はっきり私はここへ来たのは何のためじゃと、自分の本当のことをお話しするために来とるわけ。だから、その1日前に電話がかかって、最初にバーンとおめえ口座番号を教ええというて、口座番号というて何でやというところから始まったわけ。

○委員（佐々木雄司君） ありがとうございます。済みません、十分です、ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） きょうはお世話になります。

2つ確認をさせてください。

まず、1つは、先ほどのお金のやりとり、300万円、200万円、都合500万円、利息があったこと、この中で後段10月以降は利息はいただいてないと、いただけなかったのか。

○証人（杉本孝明君） 持ってこんでもええわと、11月からはな。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 北川さんに4万円を届けるお金ではなくて、貸し付けていたお金の利子が後段もらえなくなったわけですよ。

○証人（杉本孝明君） ずうっとね。

○委員（原田素代君） その吉井観光が倒産したことと、今回北川さんがさっき言ったように押しかけて仕事をやると言ってきた背景、要するに4万円を利子として受け取ってくれと、だけど8万円の仕事を持ってきたと、だけど4万円は利子として受け取って、仕事をしない前提で、ただ俺には4万円を手数料でくれよというように、その利子が払えなくなった彼が杉本さんに対してそのかわりになるようなものをあてがったっていう印象があるんですが、御本人はそうは思いませんでしたか。

○委員長（下山哲司君） 杉本君。

○証人（杉本孝明君） というのが、あれだこうで1カ月7.5ぐらいはあるわけ。だから、わしに文句を言わさんためにしたのかなあと思うて。その都度会うたびに言よったんよ、払え、元金も払え、利息も払えというのを一つもくれへんわけじゃ。じゃから、それをだから彼はそういう考えでおったわけだと思うけど、いや、おったんかもしれん、もちろん彼のことはわからんから。けども、僕としては、ひよっとしたらあいつわしがヤーヤーと言うもんじゃけえそれをあれにしよんかなあという気は若干はした。けど、それとは、そう思うたら、僕はこの貸しとる金の利息とはまた別で考えとったからね。相手はそういう考えでおるのかなとは思たけど、俺は違うよという考えでおりました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） もう1つは、パワハラの件なんですけど、先ほどの質問番号でいきます

と25番のところ、前田副市長はパワハラについて認めていましたかという質問に対して今認めたとお答えがあったんですが、パワハラがあったことを前田副市長は認められたんですね。

○証人（杉本孝明君） 最後の27番目の吉井のところである程度認めてくださったように私は思ってます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 杉本さんは既に御承知のように、2年前に赤磐市のほうがこの件についての報告書を出した文章の中にパワハラのようなことは一切なかったという文章があることは御存じですよ。

○証人（杉本孝明君） はい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） それについて、この27番目、9月18日に前田さんはパワハラを認めたと自分は思ったと、だけど書きかえはしていないというこの事実についてどういう思いがございいますか。

○委員長（下山哲司君） 杉本君。

○証人（杉本孝明君） 書きかえされてないのか。

○委員（原田素代君） はい。しないと。

○証人（杉本孝明君） 何でしないのか。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。それで十分です。

○証人（杉本孝明君） 何でしないのか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 要するに、謝罪した、心から謝罪した。

○証人（杉本孝明君） それがないということやな、本人に。

○委員（原田素代君） て言うんです、御本人は、前田さんは。

○証人（杉本孝明君） 謝罪、心から謝罪したということは認めたということやろ。

○委員（原田素代君） イコールですよ。そうですね。

○証人（杉本孝明君） それは本人と直接私が言いますわ。

○委員（原田素代君） そうしたほうがいいと思います。

以上です。

○証人（杉本孝明君） 謝罪したということは認めたということでしょう。

○委員（原田素代君） 常識ですね。

○証人（杉本孝明君） そがあな、今の国会のように、ころころころころ変わってくれたら違うで。

○委員（佐々木雄司君） 委員長、いいですか。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 今の原田委員のところに関係してなんですけど、その25番で前田副市長はパワハラについて認めていましたかということの質問に対しまして、認めていたように思いますよというようなことをおっしゃっていただいたんですけども、それは前田さんとのそのやりとりはどんなやりとりで認めているというふうにお感じになられたんでしょうか。どんなやりとりがあってそんなふうに使われたのか、具体的に。

○証人（杉本孝明君） それは、具体的に、もう1年以上になるんで、その言葉そのものはほとんど覚えてないんですけども、要は結局職員がこういうことをしたことに對して大変申しわけございませんでしたということそのもの自体で全て、それは極端な言い方をしたら会社の社長が言うのと一緒じゃがね。社長の一言でそれで言うたら、それに対して認めてあれしとるわけでしょう。でないと、そりゃあこんなことを言うてこれをしょったら、全く物事は解決せんよ。

○委員（佐々木雄司君） 結構です。

○委員長（下山哲司君） 予定をしておりました件につきましては、これで終わりたいと思います。

以上で杉本孝明君に対する尋問は一応終了しました。

杉本孝明証人には、長時間ありがとうございました。御退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

○証人（杉本孝明君） ありがとうございました。まだ書類が必要であれば、これはいっぱいありますので。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

○証人（杉本孝明君） どうも皆さんありがとうございました。

〔証人 杉本孝明君 退場〕

○委員長（下山哲司君） ここで、55分まで休憩とします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○委員長（下山哲司君） 次に、津田真臣証人の入室を求めます。

〔証人 津田真臣君 入場〕

○委員長（下山哲司君） 津田真臣証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださりましてありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

これより津田真臣証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いございませんか。

○証人（津田真臣君） はい、間違いございません。

○委員長（下山哲司君） 最初に副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（岡崎達義君） 本日はお忙しい中、証人として出席していただきまして、ありがとうございます。これから尋問させていただきます。よろしく申し上げます。

まず、もと従業員6人への既払いの賃金について、これは2019年11月19日に起案、決裁が11月28日の件なんです、この報告書はいつ誰から作成を求められたのですか。

○証人（津田真臣君） はい。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） この報告書はいつ誰から作成を求められたかについてお答えします。

いつ誰から作成を求められたかについて、正確に記憶しているわけではございませんが、教育委員会から議会への報告書を8月末に出したものです、これを作成している段階で、もと臨時職員の6名の方の賃金についても精査する必要があると感じておりました。秋ごろに、もと臨時職員6名の方の賃金をどうするか、そういった協議が行われる中で、法的な整理を行っていたほうがよいだろうという流れになり、作成を行ったものです。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 2番目、作成に当たり、誰と相談いたしましたか。

○証人（津田真臣君） 作成に当たっては、調査をともに行っていた岡山県警から出向されていた当時の秘書広報課の参事の方、こちらの方と相談をいたしました。また、調査の責任者でありました総務部長とも相談をいたしました。大まかな方向性、すなわち返還を求める方が出てくる、こういったことについては市長、副市長とも適宜報告や協議、そういったものを行っております。さらに、作成した報告書を顧問弁護士に送付し、この方向でよかろうとの御意見をいただいております。

以上になります。

○副委員長（岡崎達義君） 3番目、市長から報告書について指示や働きかけ等ありましたか。

○証人（津田真臣君） 報告書の作成前の段階で市長からこうすべき、この人についてこうすべきといった具体的な指示はありませんでした。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、総括的な質問に移ります。

4番目、職員の聞き取り調査を担当されてどのような感想を持ちましたか。

○証人（津田真臣君） 感想につきましては、余り意見にわたるようなことは証人として出頭しておるので立場上申し上げにくいとは思っておるんですけども、当時の認識といたしましては驚いたというのが正直なところかと存じます。

○副委員長（岡崎達義君） 5番目、何が問題だと思えますか。

○証人（津田真臣君） 済みません、これは公文書の改ざんの問題と違法支出の問題についてということですね。これにつきましては、調査を行っていた段階では何があったかを明らかにし、報告すること、こちらを主たる目的としておりましたため、何が根本的な問題や原因かについてはこれは正直申し上げまして調査の範囲外でございました。もちろん個人的に感じたこととかはありますが、余り個人的な意見というのも証人としては申し上げにくいと考えています。原因の究明につきましては、百条委員会のほうでありますとか第三者委員会のほうでなされるものと考えております。

○副委員長（岡崎達義君） 解決には何が必要だと思えますか。

○証人（津田真臣君） 赤磐市といたしましては、一つ、文書の改ざん防止のため電子決済の導入を今年度中に行うこととしております。また、幹部職員のコンプライアンス研修、こちら2月に実施しております。

私個人の見解というものをなかなか申し上げることは難しいのですが、迷ったときの連絡相談、すなわち上司とか他の職員あるいは外部機関、こういったものへの相談が行える体制の整備は必要かと、そういったことは感じております。

○副委員長（岡崎達義君） 7番目、弁護士の立場でやるべきことは何だと思われませんか。

○証人（津田真臣君） これも、問題の解決についてということでお答えいたします。

先ほども述べたような相談体制の整備ということは必要かと思えます。また、情報公開についての研修、これを1度行ったことはあるのですが、こういった研修を重ねることも考えられるところではあります。ただし、そのいずれにいたしましても、私の一職員の立場として自由にできる、勝手にできるというものではありませんので、市として再発防止のための体制をどのように整備していくかという問題になろうかと思えます。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、杉本さんのパワハラについてお尋ねいたします。

8番目、平成31年4月1日16時25分、安本前教育総務課長、久山前給食センター長、津田副参事の3人が杉本さんの勤めるクリーンセンターに行った理由は何でしょうか。

○証人（津田真臣君） まず、前提としまして、質問にパワハラとの文言がございましたが、12月議会における副市長答弁としましても私の認識としても、パワハラの実事がないという立場でございます。したがって、平成31年4月1日、このときに予備要員の方とお会いしたこと、このことについて御説明いたします。なお、時刻については、後に述べますように、職員3名が同時に到着したわけではございませんので、16時半ごろといった表現が正確かと思

ます。

続きまして、理由についてです。4月1日当時は、予備要員の方、この方が本当に賃金を返納されるつもりがあるのか、また勤務実態はどうであったのかといったことが不確定な段階でした。また、市としては状況が把握できていない、そういった状態でございましたので、今申し上げたような点を確認するために至急本人から事情をお伺いする必要があったものです。

○副委員長（岡崎達義君） 9番目、誰が行こうと言い出したのでしょうか。

○証人（津田真臣君） 協議の中で、岡山県警から出向されていた秘書広報課参事の方の御意見も聞き、早く動くべきとの見解となりました。行くことを決定したのは、当時の教育総務課長ということになります。

○副委員長（岡崎達義君） 先ほど16時半ごろとおっしゃられたんですが、この時間に行った理由は何なんでしょうか。

○証人（津田真臣君） これが、私が直接経験したことではない、すなわち私がこの時間に行こうと決定したわけではないので、私のほうでこの時間になったという理由についてはお答えしづらいかと思っております。

○副委員長（岡崎達義君） 11番目、どのような話をされたのでしょうか。3人のそれぞれの発言についてわかる限りでお答えください。

○証人（津田真臣君） どのような話だったかについて説明します。

教育総務課長と私は環境センターのほうに向かいました。先ほど少し述べたんですが、給食センター長は別に環境センターのほうに行っていたようです。教育総務課長が1度電話をかけて、その後環境センターの建物の前に予備要員の方が迎えに出てきてくれました。その後、予備要員の方に案内されてセンターの中に入り、手近にあった机、椅子のある場所に移動しました。なおなんですが、給食センター長は10分ほど前に環境センターに到着し、先にお話をされていたようです。賃金のことであるとか確定申告の修正申告、こういった話をしに来たんだと、そういうふうなお話をされたと聞いております。その後、私と教育総務課長はそこで給食センター長とも合流いたしまして、当該予備要員の方とは私は初対面でしたので、名札をお示しして、自己紹介を行いました。それから、着席し、話に入りまして、どうして賃金を返納するつもりになったんでしょうか、それはいつごろのお話なんんでしょうか、また他の場所で勤務していたとも聞いてはおりますが、どこで働かれており、月には何日ほど働かれていたのでしょうか、そういったことについて教育総務課長と私でお伺いしました。給食センター長はその3人でいるときにはほとんど話をしなかったと記憶しております。

○副委員長（岡崎達義君） そのとき杉本さんはどのような様子でしたでしょうか。

○証人（津田真臣君） 特に声を荒げるとかといったことはなく、聞いた質問にお答えされていました。賃金の返納などについて自分の意向としてはこういうふうにしたいといったことも述べられていました。

○副委員長（岡崎達義君） 13番目、平成31年4月3日以降、前田副市長、塩見部長からパワハラについて相談はありましたでしょうか。

○証人（津田真臣君） 前田副市長からは市議会議員からパワハラとの指摘があると聞きました。ただ、相談と言えるほどの詳しい話はありませんでした。総務部長とは、総務部長、秘書広報課参事、私の3名で6月28日に当該予備要員の方への聴取に行きました。この際、予備要員の方からは40分程度お話をお伺いしまして、その内容は既に百条委員会に提出しております資料のとおりです。この記録にもあるとおり、そのときに予備要員の方からパワハラ等の話は出ませんでした。総務部長とそういったことを、出ませんでしたねといった話を帰りにしたことを覚えています。

○副委員長（岡崎達義君） 14番目、令和元年9月18日、前田副市長が杉本さんに話しに行っていることは知っていましたか。

○証人（津田真臣君） 前田副市長から会いに行ったこと自体は事後ですが、しばらくたって聞きました。

○副委員長（岡崎達義君） 最後です。15番目、前田副市長から9月18日の話の内容はお聞きになりましたか。

○証人（津田真臣君） はい。お会いしたことはお聞きしましたが、詳細については特に聞かされてはおりませんでした。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

以上で終わらせていただきます。

総括的な質問でございました。よろしく申し上げます。

○委員長（下山哲司君） これより委員さんから質問を行います。これよりは手を挙げて、確認をとって発言をしてください。

委員から質問があれば、お願いいたします。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） きょうはお世話になります。

○証人（津田真臣君） お世話になります。

○委員（原田素代君） 主に私からは津田さんが令和元年11月に起案された起案書の中身について確認も含めてお尋ねしたいと思います。一応質問はあらかじめお届けしていると思うので、記憶が定かでない部分はあるかと思いますが、できるだけお答えをお願いします。

まず、この11月に起案されたことを、先ほどの御答弁では秋口から賃金の評価のことが今後問題になるから調査しましょうというつもりはあった、それで調査を進めたという御答弁でしたが、これについて、具体的な中身に入りますが、条例には臨時職員の賃金の払い方に具体的な定めはないという文章が津田さんの起案書の中にあります。ただ、御承知のように、臨時職

員の採用要綱というものはございます。津田さんはこういうふうに言い切っちゃうってということは、赤磐市にある要綱を無視することになりませんか、臨時職員要綱は何のためにあるのですか、お尋ねします。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） 条例の定めで臨時職員要綱があります。条例、臨時職員要綱の中にも、定めのない事項については市長が定めるという規定もたしかあったかと記憶しております。あくまで要綱でありますので、所定の決裁、本件でいえば市長決裁が望ましかつたでしょう、そういったものをとることで、要綱すなわち市の内部手続で通常はこうなるけれども、本件のこういった事情に照らし合わせて条例の許す範囲内でこういった手続をとりたいと、そういうことは可能なものと考えております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ここで藤井さんが供述調書でこういうふうに述べてらっしゃるんですね。これはお手元がないのでゆっくり読みます。

市の職員は条例や例規はもちろん、要綱などの定めにも従って事務を行うべきで、その定めの中で専決権限があるものですが、定め以外の決定をする場合は市長など上司に報告し、決裁を受けるべきものであると藤井さんが発言されています、当の藤井さんが、供述の中で。本来だったら、権限があるけれども、専決事項として、本来はきちんと上司に報告して、決裁を受けるべきものだという認識があったと記録がございますが、これについてはどうお考えですか。

○証人（津田真臣君） はい。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） 先ほど少し申し上げましたとおり、本件では臨時職員の賃金を支払うに当たって市長決裁が望ましかつた、それは私の調べての見解でもありますし、今議員がおっしゃった元教育次長の見解とも同一のものかと思っております。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 私がこれから御質問することは、津田さんがこの起案書の中で言っている賃金の額は適正であるという結論に導いた経緯の中で幾つかの確認をしたいと思っておりますので。まず1つ、その権限があるけど、専決事項がございますが、本来はきちんとすべきだったと御本人が悔いてらっしゃるということをもまず御指摘したいと思います。

その次にですけど、これはいろいろな供述調書ですとか津田さん自身がこの間ずっと調査をされてますよね、その中から出てきた文章の中なんですけど、6月1日に予算流用要求書というのを安本課長は提出されていて、これは倉迫副市長以下内田教育長も判こを押してる予算流

用要求書でございます。しかし、経緯を確認しますと、藤井次長が6人の賃金を決めたのが5月23日、北川議員への説明は5月24日。ということは、流用要求書を出す前に、藤井次長は月の140万円の予算の中で5人の運転手と事務員の給与を決めようということできろいろ考えられたわけですね。これについて、予算の範囲内であれば6月以降でなければ手続上違法になると思うんですが、津田さんは、どうお考えですか。

○証人（津田真臣君） はい。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） 御質問の内容といたしましては、臨時職員の賃金の決定、これに当たって賃金に相当する予算、これが存在しなかったのではないか、存在しなければ賃金を決定することは不可能、違法ではないか、こういったことかと存じます。本件では、違法の問題が生じるものではありません。理由を2つ申し上げます。

1つ目、一般論といたしまして、予算に計上しないでなされた支出は違法となります。支出というのは、多少行政の専門的な話に入り込みますが、原因となる支出負担行為と支出命令という2つの手続から成ります。本件では、臨時職員の賃金、これを支払ったことが問題となっていますが、職員の任用、任命に当たっては任命したこと、そのときに支出があると考えられるものではなく、実際に賃金の支出の決定の段階で支出負担行為兼支出命令ということで整理されます。本件では、支出負担行為兼支出命令が処理されたのは平成30年6月11日となっております。このときには、すなわち支出命令がなされた段階では予算は既に存在しておりましたので、違法の問題が生じないかと思えます。

2点目、補足的ではありますが、この臨時職員の賃金の予算のところには6月7日時点、流用が終わった時点で1,760万円以上の予算が存在していました。流用された額は約1,400万円です。流用前にも400万円近い予算は既に存在しておりました。6月7日の支出命令では、たしか67万5,000円だったと記憶しておりますが、その支出が行われたわけですので、このときには、このときといいますか臨時職員の賃金の協議の時点、このときにも400万円程度の予算はあったものだ、裏づけはあったものだというふうと考えております。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。要するに、業務上、さっき藤井さん御本人がおっしゃっていた条例や例規はもちろん要綱等の定めに従って粛々とやらねばならない、コンプライアンスですよ、遵法精神、これについて、これはスタートですけど、次々とこれを逸脱した行為が重なって行って違法行為にいったわけです。そういう意味で、津田さんは許容範囲だとおっしゃるけれども、こういう、津田さんはそれからもっと言うとも全部調査してらっしゃるわけですよ、この間の報告書をつくるに当たって、読みました。驚いたと感想も述べてらっしゃる、そりゃあ私も驚きました、ここまでひどいとは。そういう積み重ねがあって今回の事態に至ることについて言えば、今の1つについてもそれは望ましくはないという判断

が、この案件について適正な結果を評価として適正な評価に至ると思いますか。

もうちょっと言いますと、要するに実務上法的に問題はないとおっしゃるけれど、本来あるべき姿ではなかった、それはお認めになる、要するにお認めになってらっしゃるわけですよ。だけど、そういうやりとりを後ろでごらんになっていて、調査を重ねる中で、気づくことがいっぱいあると思うんですね。そういう中で、私が最終的に確認したいのは、賃金の額は適正であると胸を張って、津田さんがこの起案書をつくった経緯がもうちょっとわからないと、私はこの結論がどうしても同意ができないということなんです。その点についてどうですか。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） 委員おっしゃるとおり、手続を進めていく中で不適切な点、これは多数ありましたし、違法な点、具体的に言えば6カ月を超えて最初から任用してる点とかは明白ですけれども、そういった点もございました。その点と、最終的に支払った賃金、これを違法、無効なものとして返還を求めなければならないか、内部手続上の違法から直ちにじゃあ全額返してくれという話になるか、これについてはまた別の問題でありますので、順次御質問をされると思いますが、そういった点を踏まえても最終的に無効として全額返還するまでのものではないという結論に至ったものです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） それでは、具体的な資料に基づいて話をしたいと思うんですが、御自身の起案書の中に厚生労働省の産業統計から今回の臨時職員月額28万円という賃金を導き出したのは適正であったというくだりがございますが、この平成27年度賃金構造基本統計調査、厚労省の産業局の計算ですけれど、区分としては営業用大型バス運転者、その中の営業用普通小型貨物自動車運転者というふうに出ております。恐らく私はこれをいただいているので、同じものだと理解してよろしいですか、まず確認させてください。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） 私が参考にしましたのは、厚生労働省によります平成29年度賃金構造基本調査です。印刷したものを直接持っているわけではないのですが、作成した報告書の中では営業用バス運転者の欄で検討を行っていることがあります。今委員がおっしゃったものと若干表現が異なる気はするのですが。

○委員（原田素代君） ごらんになっていただいているのですか。

○委員長（下山哲司君） はい、見ていただいて結構です。

津田君。

○証人（津田真臣君） 委員のお手元にあるのが平成27年のものとなっておりますので、私が参考にした平成29年のものとは少し金額等が違うものがあるかもしれません。区分として営業用バス運転者、ここを参照したということは間違いございません。

○委員（原田素代君） 委員長、続けさせてください。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 営業用のバス運転者と赤磐市のスクールバス、学校給食の配送業務の運転者とが同様の金額になるということは常識的に問題はないとお考えですか。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） 営業用バス運転者を比較の対象として持ってきたこと、関連しますと自家用乗用自動車運転者、こういったものは比較の対象として不適切と報告書でも書いております。こういったものにした理由ですが、赤磐市で入札に参加してスクールバスを運転されている業者さん、こちらは今回問題となっている吉井地域の業者以外にも熊山ですとかあるいは瀬戸のあたりの業者さんがいらっしゃるわけですが、皆いづれも緑ナンバーを有しておる業者さんでありまして、その従業員は営業用バス運転者として整理されるので、比較の対象として適切だろうと判断いたしました。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田君。

○委員（原田素代君） 津田さんと12月議会が終わった後にちょっとお話をさせていただいた記憶がございますが、そのとき津田さんの口から赤磐市には大型観光バスがないですからねっという一言があったんですが、その発言の意図は何だったんでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） 済みません、直接覚えてはないのですが、実際このスクールバスの中、臨時職員の方が運転されていたバスの中では中型はあるけれども大型バス、これはたしかございませんでしたので、そういったことを申し上げたのかなとは思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 私がどうしても納得できないのは、営業用大型バス、ここで見ますと例えば勤務時間が大体9時間になってます。大体20日以上勤務で、超過時間も大変多い超過時間が記載されております。常識的に考えて、大型用のバスというと観光バスを想定しますが、例えば県外をまたいで朝の8時に着くためには深夜から出発してとか、大変勤務がハードだと思うんですね。そういう業務の人の賃金と、赤磐市の臨時職員のドライバーの賃金は御存じですか、時給1,200円です。本来だったら、個別契約ですから、業務委託ではないですから、当然要するに要綱に従えば1,200円の契約を、それも時給で契約するのが本筋だということとは了解されてますよね。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） 要綱どおりにするとなると、ただ赤磐市の要綱で給食配送についてはたしか要綱の定めがあったと思いますが、スクールバスの運転については要綱の定めがこれが

あったかどうかは。といいますのも、全て市内のスクールバスは入札等で業者との委託契約ですから、スクールバスについて臨時職員の賃金の定めがあったかどうかは私は今すぐには思い出せませんが。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 秘書企画課の担当者の答弁の中に、当然臨時職員の雇用だから時給1,200円で要するに任用通知書を書こうと思ったけど、安本さんと藤井さんから、いや、月額にしてくれと指示があったので時給1,200円とは書かなかったという答弁がありました。これは、当然スクールバスも含めて赤磐市の臨時運転手の賃金が時給1,200円だということになりませんか。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） お答えの方法が少し難しいんですが、最も近いものですか、スクールバスを運転していただく臨時職員の人と最も近いものとかということで時給1,200円を当てはめる、これは要綱にのっとったやり方、正当な正式なやり方かと思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） いっぱいあります。例えば、運転手が賃金を聞いた時期もしくは賃金が決められたときの話も、津田さんはよくお聞きになってらっしゃる。藤井さんからは、北川議員からいろいろ教えていただいて賃金が決まったというやりとりも聞いてらっしゃる。このときに北川議員が賃金について口を挟んだ事実について確認されてると理解していいんですか。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） はい、当該議員から意見を聞いて、それが賃金算定に影響したこと、それは確認しております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） もちろん、津田さんのお立場ですから、議員が雇用に対してもしくは賃金に対して口を挟むということが平生あって当たり前のことだという認識はないですね。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） はい、御指摘のとおりありません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすれば、今回のこの決められた賃金は本来適正な形で決められた賃金だという認識に至るのをおかしくないですか。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） 適正な決め方で決められた賃金と判断するのはおかしくないですかということですが、私も委員おっしゃるとおり手続的に通常ではないこと、そういったことが多数あって、決め方として、先ほども少し本来なら市長決裁をとっておくべきだ、そういったことを申し上げましたが、決め方としてよくない点、こういったものが重なっていること、それは確かであると考えています。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） もうちょっと細かく確認を幾つかしてみます。

例えば、大型観光バスはない、勤務時間は正味4時間弱、こういう現実については厚労省のその29年度の表を見た上で適切だと思ったことと食い違いませんか。

○証人（津田真臣君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） まず、1点目、大型観光バスがないことにつきましては、市内の入札に参加されてる業者さんでそういった大型観光バスをされている、みんながみんなされているものとも限りませんし、当然大型観光バスはない業者、それを含めてこの厚労省の営業用バス運転者ですか、の表が算定されておりますので、大型観光バスがないことが直ちに賃金には影響しないと思います。

次の点で、勤務時間の点ですね。正味4時間弱、これが本当に正味4時間弱か、午前と午後の運転の間の拘束時間等もございますから、どこまで勤務時間と考えるところが確かに難しいですけれども、委員の指摘されるような実際に労務を提供してる時間が短過ぎるのではないか、こういった御指摘は確かに考え方としてあるのではないか、すなわち賃金はもっと安くてよいのではないか、そういった考え方も当然あり得るところですが、先ほども少し申し上げましたとおり、そのことから直ちに、一度曲がりなりにも合意に基づいて成立している任用関係、これに基づいて支出された賃金、それが本当はこうすべきだったというものがあるにせよ、じゃあ全部返してもらおうことかということには直にはつながらなかったの、私のこの報告書の内容になっておるところです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 事務員さんのこともお聞きしたいんですが、事務員さんの勤務時間が、実はこの百条委員会の中でも御本人に先日証人喚問に来ていただいたんですが、御自分で言った勤務時間を聞いてみんなびっくりしたんです。私たちは監査委員会の報告書には当初は朝6時半から夕方6時、それがその後私がもう一度調べてくださいと言ったら、10時から4

時。私たちは、10時から4時だと思ってたんです。そしたら、御本人は、最初から朝の8時半からお昼までいましたと。ということは、恐らく津田さんも把握してらっしゃらないんだと思うんですよ、勤務時間を。

それから、もう1つ、この彼女の賃金も北川さんの鶴の一声で9万円と決まっている、この事実は確認してますか。

2つお答えください。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） 1点目、事務員の方の勤務時間についてですね。これが、百条委員会で8時半から12時と証言されたこと。

○委員（原田素代君） 御本人がね。

○証人（津田真臣君） その百条委員会の証言については、私はその議事録等を確認して、まだ出ておりませんので、そのことについては初めて聞きました。この事務員の方からも聞き取り調査をしております。その中では、たしか、済みません、提出しておる聞き取りのとおりですが、バスが出た日に朝から昼までいたと、そういったことをお聞きしたかと記憶しております。そういったこともあって、この報告書1ページ目でバスが出た日に4時間半出勤したと、朝から昼までの4時間半出勤したものと扱うというような記載になっております。

いいですか。

2点目、議員が関与しているということですが、その鶴の一声という表現が適切かどうか分からないんですけれども、議員の関与があつて、それに影響を受けてあいつの月額での、月額9万円ですか、での任用になったことをこれも確認しております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 賃金を精査するというお立場である以上、公金ですから、要するにダークな部分、要するにこれはここで切るか切らないかという御判断だとおっしゃるけれど、例えばその事務員さんの勤務時間にしても、4時間余りの勤務時間で9万円も給料をもらえる、もっと言うと仕事自身はどういう出勤をしていたかも把握できていない、その中で月額給料が9万円も臨時職員がもらえるというのは通常はないわけですよ。それについてはどうお考えですか。

○証人（津田真臣君） はい。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） まず、9万円のところにつきましては、報告書でも多少記載しておりましたとおり、月平均20日、1日4時間半で考えたところ時給1,000円相当となりますので、時給1,000円相当は住民の賃金として過大なものではなかろうという判断にはなっておりません。

また、委員がおっしゃいました勤務の確認が全くとれていない、こういったところは非常に問題が大きいと、それは確かに感じております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 赤磐市の臨時職員要綱の事務員の単価は時給840円ですということを言っときます。

もう1つ進めさせてください。

赤磐市は、運転手の中の藤本さんという方が8月の乗車がゼロ日だったから、勤務をしてない以上、8月分の給料を返還しなさいという判断をされました。起案理由書というのを読んだんですよ。この起案理由書にこう書いてあるんです。赤磐市臨時的任用職員取扱要綱の第10条第1項の規定により、勤務しない日の賃金は支給しないこととなっている、だから1カ月分を返してくださいと書いてあります。第10条第1項には勤務しない日の賃金は支給しないとなっているのであれば、残りの4人の方は勤務が通常の日数ではなく、3日から5日、6日という、要するに夏休みですから、部活であるとか何か特例の場合だけバスを出していただいているわけです。そうすると、第10条第1項の勤務しない日の賃金は支給しないということになれば、残りの4人も日にち計算をして、勤務してない日は返還を求めるべきになるわけですが、そのことについてはどういうお考えですか。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） その当該起案ですね、写しを私も確認しております。私の認識では、写しを見たところ私の判こはありませんでしたし、正直初めて見たものではあります。私のこの報告書の考え方は、臨時職員要綱でやってないことをやってるんだけど、それが結論として市長の裁量の範囲内かどうかで判断してますので、こういう言い方は不適切かもしれませんが、この報告書の内容と今委員がおっしゃったその臨時職員要綱第10条第1項を適用して、そのことを理由として返還を求めるとするのは、いささか考え方に食い違いがあるのかなという気はしております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 今の御答弁は理解ができないのですが、要するに適切ではないというふうに理解していいんですか。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） 臨時職員、運転手の方、事務員の方、全員において、臨時職員要綱第10条第1項、これを適用して勤務時間との差額ですか、を求めるという考え方は、この報告書においてはとっておりません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） じゃあ、縮めます。

○委員長（下山哲司君） 調査ですから、意見じゃなしに調査のほうを優先してください。あなたが。

○委員（原田素代君） 私は調査じゃなかったかな。

○委員長（下山哲司君） なされとるこれに沿って。

○委員（原田素代君） ええ、もちろんそうです。

じゃあ、縮めますが、最終的に、最初に申し上げたように、津田さんがこの間、塩見総務部長ほか職員の方とずっと、2月28日に発覚して以降、調査に入られた、いろいろ調べた結果驚いたという一言でそれ以上おっしゃらないけれど、推測ができます、私も驚いたから。問題は、その中で津田さんのつくられたこの起案書というかこれについては、賃金が適正だったことや臨時職員の賃金の返納について、この2つはどう考えても、いわゆる要綱や条例やそういったものから照らすと、これは大きな問題を含んでいると。それについて、しかし津田さんは判断しなきゃいけないというお立場だから、適正という判断をされたけれど、今この場でもう一度、随分おかしいことはいっぱいありますから、それについて、この判断について幾らかもう一度見解が含まれるのであれば御発言をいただきたい。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） 委員おっしゃるとおり、手続上問題が多数あることは確かです。当時の市の立場に立って改めて判断し直すとなると、本件とは異なった結論といいますか、本件とは異なったやり方が幾らかあろうということは重々承知しております。その結果と異なれば即座に違法とするというものではありませんので、この報告書に書いてあるとおり、問題はありましたが、違法、無効のものとまで断じることはできないと、そういった見解でございます。

○委員（原田素代君） もう1つ、パワハラで終わります。

○委員長（下山哲司君） 原田君。

○委員（原田素代君） 12月議会で私は杉本さんに対してのパワハラがあったことを認めないのかというふうに質問したら、前田副市長も市長もパワハラとしては認めてないとお答えがありました。これは津田さんの判断だったのか、市長の独自の判断だったのか、おわかりになりますか。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） まず、パワハラではありませんという見解ではあります。

次に、誰の指示かということなんですが、これは指示した人が本当にいたのかは定かではない、確実に言えるのは私は知りませんということだけです。

○委員（原田素代君） じゃあ、最後に1つ。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） わけがわからない。きっと弁護士である津田さんに見解を求められると思うんですけど、執行部は。いいです。それで、最後に聞きたい、弁護士のお立場から今回の杉本さんの訴えについて正義が行われたと思いますか。

○委員長（下山哲司君） 津田君。

○証人（津田真臣君） その質問につきましては、若干抽象的であって意見も求めるものでもないですし、少し答える方法が難しいかなと思っております。

○委員（原田素代君） 結構です。ありがとうございました。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 以上で津田真臣君に対する尋問は一応終了しました。

津田真臣証人には、長時間ありがとうございました。御退席してくださいまして結構でございます。ありがとうございました。

○証人（津田真臣君） ありがとうございました。

〔証人 津田真臣君 退場〕

○委員長（下山哲司君） 続いて、2番目、証人出頭要求について。

証人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

公金支出及び公文書改ざん等に関する調査を行うため、来る5月21日午前10時に藤井和彦君、午後3時に北川勝義君を証人として本委員会に出頭を求め、スクールバス及び学校給食センター臨時職員の任用等に関する件について証言を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続いて、3番目、その他に入ります。

その他で委員さんから何かありましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） その他についてももうないようですので、以上をもちまして第10回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を閉会といたします。

皆様方には、本日は長時間にわたり大変お疲れさまでした。

午前11時40分 閉会